

自治会がない地域の方へ

自治会活動を始めるには2つの方法が考えられます。

- 1 隣接する既存の自治会に参加させてもらう
※新規の会員募集や自治会区域の変更を行っていない場合もあります。
- 2 新たに自治会を結成する



自治会を結成するには (一般的な手続きの流れ)

- 1 結成する地域の方で、運営方法・必要性を話し合い、意思統一を行う。
- 2 会則案、予算案、会員名簿等を作成する。
- 3 会則案、予算案、会員名簿等について会員の了解をとる。(総会を開くなど)
- 4 市へ結成届を提出する
※市の助成制度等の申請をご希望する場合。



市からの助成等

自治会等事務交付金・・・1世帯あたり年額100円を交付

(10世帯以下の自治会は1,000円)

防犯灯設置費補助・・・新設：20,000円まで/1基

建替：15,000円まで/1基

防犯灯電気料補助・・・全額補助(基準に合致していることが条件)

防犯灯維持管理費補助・・・1基あたり200円まで/年額

掲示板設置費補助・・・費用の70%(13,000円を上限)/1基

※詳細はお問い合わせください。



自治会・町会活動に関するお問合せ
小平市役所 市民協働・男女参画推進課
電話 042-346-9532(直通)